

# ひろしまエコパートナー協定書

## (協定の基本理念)

第1条 広島市(以下「甲」という。)と瀬戸内海汽船株式会社(以下「乙」という。)は、地球温暖化問題やエネルギー問題、ごみ問題を解決し、より良い環境を次世代の子どもたちに引き継ぐことができるよう、低炭素社会づくり及び循環型社会づくりを協調して行うためのひろしまエコパートナー協定(以下「協定」という。)を締結する。

## (取組)

第2条 甲及び乙は、緊密なパートナーシップを形成し、広島市域における温室効果ガス排出量の削減やごみの減量に向けた取組を推進する。

第3条 乙は、協定の趣旨を踏まえて次の取組を行うものとする。

- (1) 事業活動における電気などのエネルギーの効率的な利用等
- (2) 事業活動におけるごみの減量
- (3) 地域社会の環境保全意識の高揚を図るための取組
- (4) 社員への環境教育や啓発活動の実施

2 乙は、前項の取組のほか、環境月間(6月)、3R推進月間(10月)及び地球温暖化防止月間(12月)などにおける甲の取組に協力して啓発イベント等をできる限り実施するものとする。

第4条 乙は、前条の取組を自らの創意工夫により推進するものとし、原則として、自主的な目標と目標達成に向けた具体的な取組内容を定め、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告に係る取組実績を年度ごとに甲に報告するものとする。

3 乙は、前2項の内容を、ホームページ等により公表するものとする。

第5条 甲は、広島市域における温室効果ガス排出量の削減やごみの減量に向け率先して取り組むとともに、乙に協力して次の取組を行うものとする。

- (1) 市の広報媒体等を利用した、乙の自主的目標、取組内容及び実績の市民へのPR
- (2) 協定締結事業者の取組内容を紹介するリーフレット等の作成及び配布
- (3) その他乙が行う取組に対する支援・協力

## (協定の破棄)

第6条 甲又は乙のいずれかが協定の破棄を申し出たときには、破棄することができる。ただし、1カ月前に通知するものとする。

## (協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1カ月前までに甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## (その他)

第8条 この協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲・乙協議の上定めることとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲・乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年(2011年)4月1日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市  
市長

秋葉 忠利



乙 広島市南区宇品海岸一丁目12番23号

瀬戸内海汽船株式会社  
代表取締役社長

仁田 一郎

